

第1回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年2月27日（木）15:00～15:15

場所 県庁11階知事第3応接室

本部長（知事）開会挨拶

25日に政府から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたことを受け、全国知事会において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明」を發出し、国に対し、徹底した対策を地方との協力の上実行するよう求めたところである。

また、昨日、政府の対策本部において、総理から「この1、2週間で感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、全国的なスポーツ・イベント等については、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」との発言もあった。

こうした動きを踏まえ、「香川県新型コロナウイルス対策本部」を設置して、第1回の会議を開催することとした。

県主催の行事等については、すでに25日の部長会において、感染拡大防止の観点から、中止、延期について改めて検討するよう指示したが、まだ判断していない事業があれば、その実施の是非について検討すること。

今後、関係課からなる対策検討会議で、情報共有や県主催のイベントの開催に関する考え方の整理なども行いながら、必要に応じて、随時、この会議も開催したい。

今後とも、県民の皆様が目線に立って、政府の基本方針を踏まえた対応、また、正確で分かりやすい情報提供等に心がけるとともに、県民の皆様や関係団体、各市町等に対しては、感染拡大防止等のために引き続き適切な対応を取っていただくよう協力をお願いしたいと思っている。

議題1「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について」

健康福祉部長から政府の基本方針のポイントについて説明 資料1

○基本方針の趣旨

感染の流行を早期に終息させるためには、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。

○現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

○基本方針の重要事項

国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。

② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。

③ イベント等の開催について、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

○今後の進め方について

今後、本方針に基づき、各府省が、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、都度、方針を更新し、具体化していく。

議題2「県主催のイベント等の開催状況について」

健康福祉部長から説明 資料2

国の基本方針が示されたことや、国の対策本部における要請等を受けて、中止の判断が増加しており、27日12時時点で、合計92件が中止となっている。

本部長発言（議題1・2に関して）

政府の基本方針を踏まえ、各部局において、感染拡大の防止に向けて取り組むように。

また、イベント等については、感染拡大の防止の観点を踏まえ、県主催の行事でまだ判断していないものについては開催の必要性についてあらためて検討すること。

議題3「各部における対応状況について」

総務部長から県職員の時差出勤とテレワークについて報告 資料3

政府方針において、時差出勤とテレワークの推進が掲げられていることから、本県においても実施する。

時差出勤については、明日から当面の間、通勤に公共交通機関を利用している職員を対象として、勤務時間の1時間または30分の前倒し、後ろ倒しを実施する。

テレワークについては、在宅勤務を希望している職員のうち、妊娠や持病などをもち、罹患した場合の影響が多い職員に優先的に貸し出し、今後、感染者が発生した場合に、濃厚接触がある職員で在宅勤務を希望する職員に貸し出すこととしたい。

商工労働部長から県内企業への支援について報告

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、県内中小企業においても、宿泊業や観光業だけでなく、サプライチェーンの関係で製造業でも影響が出てきている。

県内の信用保証協会などの相談窓口でも、資金繰り等に関する相談がかなり寄せられている。

2月13日に国の対策本部で示された緊急対応策の中で、自治体から要請があった場合には、通常とは別枠のセーフティネット保証4号の適用を実施するとされており、県内企業に影響が出ているという状況も踏まえて、21日に、国に対してセーフティネット保証4号の指定を要請した。この保証が適用された場合、通常よりも低い保証料率0.6%で利用が可能となる。

教育長から県の教育委員会における対応について報告

国の基本方針や文部科学省の通知等を踏まえて次のとおり対応している。

各市町教育委員会に対して、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業等や、卒業式・入学式等の開催に関して、適切に対応するよう通知を发出し、また、県教育委員会と市町教育委員会の連絡を密にすることを申し合わせている。

県立高校の卒業式に関しては、一律の中止という判断はしておらず、実施にあたっては、風邪の症状のあるものの参加の制限、アルコール消毒液の設置などの感染症拡大防止の措置や、式の時間の短縮、一・二年生の参加の制限などの実施方法の工夫を行うことを指示している。

高校入試への対応については、3月10日、11日に一般選抜を行うが、感染している者や感染が疑われる者の受験は認めない方針である。

受験できなかったものに対する追検査を3月14日、15日に実施することとしているが、新型コロナウイルスの感染等により、追検査も受験できなかった者に対しては、3月下旬に特別の追検査を実施することを現在検討している。

本部長閉会挨拶

県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、県民の皆様に対して、正確な情報を提供すること。特に各省庁からの通知等に、庁内での横の連携もしながら的確に対処すること。

最新の情報の共有を図り、また具体的な影響と必要な対策について速やかに対策を検討すること。